

輸入食品に対する検査命令の実施について（タイ産バジルシード）

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
タイ産バジルシード	アフラトキシン*	<p>検疫所におけるモニタリング検査の結果、タイ産スイートバジルシードからアフラトキシンを検出したことから、検査命令を実施するものである。</p> <p>なお、アフラトキシンを検出した食品は、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところである。</p>

* 発がん性を有するカビ毒（アスペルギルス属等の真菌により産生される）の一種

<参考1>

タイ産バジルシードの違反事例

品名：スイートバジルシード

輸入者：株式会社タイオリエント商事

届出数量及び重量：50箱、500.00kg

検査結果：アフラトキシン 陽性（B₁として50.5ppb及び92.2ppb 検出
基準：付着してはならない）

届出先：東京検疫所

違反確定日：平成17年8月18日

措置状況：全量保管中

<参考2>

タイ産バジルシードの輸入実績

（平成17年1月1日～8月17日：速報値）

届出件数(件)	届出重量(kg)	違反件数*	違反重量(kg)
12	9,532	1	500

* アフラトキシンに係る違反